

# (法人用) トランクルーム 申込書

申込日	西暦 年 月 日	契約開始日	西暦 年 月 日
物件名			部屋No
所在地			ステンスラック 有・無
賃料	円 (10%税込)	共益費	保証金(賃料3ヶ月分)
			鍵保証金
使用目的	倉庫		

\* 申込書にはもれなく正確に記入してください。

賃借人	フリガナ			主たる事業内容						
	法人名						社印			
	法人所在地	〒			法人代表 電話番号					
					法人代表 F A X					
					U R L					
	設立 ( )	年	月	日	資本金	百万円	売上高	万円	従業員数	人
	フリガナ			代表者 印	代表者 住所	〒				
	代表者									
	携帯番号									
	フリガナ			所属部門	役職					
	担当者									
	携帯番号									
	書類送付先 / 他連絡先	送付先・連絡先が法人所在地と異なる場合ご記入ください								
		〒			T E L			携帯電話		
	確認証	法人所在地と同じ住所が記載されていること								
法人	登記簿謄本(発行3ヶ月以内) + 公共料金請求書(発行3ヶ月以内)									
担当者	顔写真付(どれか1点) 運転免許証・住基カード・外国人登録証明証等 顔写真付+公共料金請求書 パスポート or 各種福祉手帳(顔写真付) + 公共料金請求書 顔写真無 いづれか2点と本人証明写真 健康保険証 or 各種福祉手帳(顔写真無) or 公共料金請求書									
主に収納する物は?										
弊社他契約物件 有・無 有りの場合 物件名							口座振替 有・無			

\* 緊急連絡先は原則、別にお住まいのご親族の方に限らせていただきます。また審査内容によりましては連帯保証人に変更させていただきます。

緊急連絡先	フリガナ			所属部門	役職		
	氏名						
	住所	〒			T E L		
					F A X		
				携帯電話			

備考	
何をざらんになりましたか?	チラシ 新聞折込 看板 ホームページ ご紹介( ) その他

\* 本申し込み提出後でも契約をお断りする場合があります。その場合の理由についてはお答えできません。

\* 本申込書記載内容に重大な不正、または誤りがある場合は契約をお断り致します。

## 株式会社 シティ・ハウジング

TEL

担当者	店長印
-----	-----

# CITY・BOX使用細則

## 1. 定義

借主は、CITY・BOX(以下本貸室という)を利用するに際し、弊社が定める使用細則を遵守するものとします。

## 2. 禁止事項

- ① 本貸室の利用に際し、第三者への転貸、担保提供、譲渡すること。
- ② 本貸室内での犯罪的行為、または犯罪的行為に結びつく行為、及び公序良俗に反する行為。
- ③ 本貸室を動産類の保管場所以外での目的(事務所、軽作業場等)で使用すること。
- ④ 本貸室・共用部の電源を無断で使用しないこと。
- ⑤ 本貸室・共用部での飲食・喫煙・寝泊り・火気使用すること。
- ⑥ 共用部に動産類・什器等を放置(一時的なものも含む)すること。
- ⑦ 本貸室内・共用部に損害を及ぼす一切の行為。過剰な収納。(壁・通路等)を破損・汚損すること。
- ⑧ 本貸室・共用部の備品(スチールラック・清掃道具・台車・消火器等)を持ち去ること。
- ⑨ 本貸室・共用部の壁等へのネジ・釘・フック等の造作及び設備の設置をすること。
- ⑩ 他の契約者や近隣住民への迷惑となる行為(夜間の騒音・振動・大声での会話等)。

## 3. 収納を禁止するもの

- ① シンナー・ガソリン・石油等の揮発性・発火性を有する物、化学変化を起こす物、可燃性ガス、爆発物、その他危険物・ペンキ等の塗料、建築ガラ、その他産業廃棄物及び本物件設備を汚損させる物。
- ② 現金、小切手、株券、手形、その他の有価証券、預金通帳、クレジットカード、切手、印章、宝石、高級ブランド品、和服、美術品・貴重品・骨董品等の高価な物。
- ③ 刀剣類、拳銃等銃刀法に違反する物、薬物法に指定された毒物・劇物およびその他の違法な物。
- ④ 動植物・食料品等・ナマモノ・腐敗・変質しやすい物、臭気を発生する物、あるいはその可能性のある物。割れやすいもの(ビン、陶器等)は必ず中身が飛散しないように養生して収納すること。

## 4. 荷捌き駐車場の使用について

- ① 本貸室利用の荷捌き駐車場以外に使用しないこと。
- ② 長時間にわたる駐車の際は近隣のコインパークを利用すること。
- ③ 駐車証がある物件は駐車の際、駐車証を必ずフロントガラスに掲示すること。

## 5. 解約時のご注意

- ① 解約通知書は、必ず期日の記載されたものにて、15日までに解約予告をすること、16日以降は翌月分の賃料が発生します。(消印・FAX・メール送信日等)
- ② 本契約条項第2条により、解約月の日割り精算は行いません。
- ③ 鍵の返却が月末を過ぎますと鍵のご返却月分までの賃料が発生します。

以上の使用細則について申込人 \_\_\_\_\_ は、必ず遵守いたします。

西暦 年 月 日

申込人  
(借主) 氏名

印